

議案第 6 7 号

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 2 4 年川崎市条例第 8 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第 4 節 運営に関する基準（第 2 7 0 条～第 2 7 6 条）」
を

「 第 4 節 運営に関する基準（第 2 7 0 条～第 2 7 6 条）
第 1 4 章 雑則（第 2 7 7 条）」

に改める。

第 4 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 3 0 条中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

- 4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

- 3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第34条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条中「前節」を「第4節」に改める。

第57条中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第57条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条中「第32条」を「第32条の2」に、「第34条」を「第34条第1項」に改める。

第63条中「第32条」を「第32条の2」に改め、「第39条」を削り、「第34条」を「第34条第1項」に改める。

第77条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第79条中「第34条」を「第34条第1項」に改める。

第85条第5号中「構成される会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第87条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第89条中「第34条」を「第34条第1項」に改める。

第95条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。
- (5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第95条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。
- (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導、説明又は助言を行うものとする。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。
- (4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第96条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第98条中「第34条」を「第34条第1項」に改める。

第107条中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 虐待の防止のための措置に関する事項

第108条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第108条に次の1項を加える。

- 4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第110条に次の1項を加える。

- 2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第111条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第111条の2を第111条の3とし、第111条の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第111条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行うこと等により地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第113条中「第27条、第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第39条まで」を「、第38条、第40条の2」に、「第28条中」を「第28条及び第32条の2第2項中」に、「第34条中」を「第34条第1項中」に、「読み替える」を「、第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替える」に改める。

第115条中「第27条、第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第39条まで」を「、第38条、第40条の2」に、「。第34条」を「。第34条第1項」に、「及び第34条」を「、第32条の2第2項及び第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「及び第108条第3項」を「、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」に改める。

第135条中「第27条、第28条」の次に「、第32条の2」を、「第6項を除く。）」の次に「、第40条の2」を、「と、第28条」の次に「及び第32条の2第2項」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に、「第103条第2項」を「第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項」に改める。

第143条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第144条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第146条中「第27条、第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第148条第5項中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人」を「のうち1人以上及び同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

第151条第1項第2号ア中「第110条」を「第110条第1項」に改め、同号イ中「第110条」を「第110条第1項」に、「同条」を「同項」に改

め、同条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「」及び「」という。）」を削る。

第164条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第168条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第37条」の次に「、第38条、第39条（第2項を除く。）」を、「において」の次に「、第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に、「第108条第3項」を「第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」に改める。

第171条第1項第2号ア中「第110条」を「第110条第1項」に改め、同号イ中「第110条」を「第110条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号ア(4)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(4)を削る。

第178条中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項

第179条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第179条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超え

たものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第181条の3中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第37条」の次に「、第38条、第39条（第2項を除く。）」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。））」と、「第34条第1項中」に改め、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「」及び「」という。））」を削り、「第108条第3項」を「第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、「第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」に、「同項」を「「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と」に改める。

第188条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第39条」の次に「（第2項を除く。）」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、「第34条第1項中」に、「第108条第3項」を「第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、「第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」に改める。

第201条中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第204条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第37条」の次に「、第38条、第39条（第2項を除く。）」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、「第34条第1項中」に、「第108条第3項」を「第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、「第108条第3項及び第4項」に、「第152条第1項」を「第144条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、「第152条第1項」に改める。

第213条中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ

繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第214条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第214条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第226条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第232条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第233条第4項に後段として次のように加える。

その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第233条に次の1項を加える。

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確

化等の必要な措置を講じなければならない。

第237条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第37条」の次に「、第38条、第40条」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第34条第1項中」に、「第55条中」を「第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中」に、「読み替える」を「、第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第245条中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 虐待の防止のための措置に関する事項

第248条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第37条」の次に「、第38条、第40条」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第34条第1項中」に、「第55条中」を「第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第55条中」に、「第224条第2項」を「第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第224条第2項」に、「、第227条」を「、第227条第3項及び第6項」に改める。

第257条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第260条に次の1項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第261条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第263条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「並びに第108条第1項及び第2項」を「及び第108条（第3項を除く。）」に改め、「、品名」との次に「、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を、「利用」との次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第265条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第39条」を削り、「第108条第1項及び第2項」を「第108条（第3項を除く。）」に、「並びに」を「及び」に改め、「「種目、品名」と」の次に「、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を、「利用」との次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第276条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「第108条第1項及び第2項」を「第108条（第3項を除く。）」に、「並びに」を「及び」に改め、「第33条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第33条第1項中」に、「第108条第2項」を「同条第3項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第108条第2項」に改め、「利用」との次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加え、「及び第261条第2項中「利用料」を「中「利用料」に、「第

258条、第259条及び第261条第2項」を「第258条第1項及び第259条」に、「読み替える」を「、第261条第3項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替える」に改める。

本則に次の1章を加える。

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第277条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第12条第1項（第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び前条において準用する場合を含む。）及び第224条第1項（第248条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の条例（以下「新条例」という。）第4条第3項及び第40条の2（新条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（新条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）の規定の適用についてはこれらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第30条（新条例第42条の3及び第47条において準用する場合を含む。）、第57条（新条例第63条において準用する場合を含む。）、第77条、第87条、第96条、第107条（第115条及び第135条において準用する場合を含む。）、第143条、第164条（新条例第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。）、第178条、第201条、第213条、第232条、第245条及び第257条（新条例第265条及び第276条において準用する場合を含む。）の規定の適用についてはこれらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条の2（新条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（新条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第32条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中

「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第3項（新条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条及び第276条において準用する場合を含む。）、第111条第2項（新条例第115条、第135条、第168条（新条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第237条及び第248条において準用する場合を含む。）、第144条第2項（新条例第204条（新条例第216条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第260条第6項（新条例第265条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第57条の2第3項（新条例第63条において準用する場合を含む。）、第108条第3項（新条例第115条、第135条、第146条、第168条、第181条の3、第188条及び第204条において準用する場合を含む。）、第179条第4項、第214条第4項及び第233条第4項（新条例第248条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 6 施行日以後、当分の間、新条例第171条第6項第1号ア^(イ)の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業者は、新条例第148条第1項第3号及び第179条第2項に規定する基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の条例第171条第6項第1号ア^(イ)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定訪問入浴介護事業者等は、看護師、介護福祉士等を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととすること等のため、この条例を制定するものである。